

平成 29・30 年改訂の学習指導要領下における 学習評価に関する Q&A

・この Q & A は、「児童生徒の学習状況の評価の在り方について」（平成 31 年 1 月 21 日中央教育審議会初等教育分科会教育課程部会報告）を踏まえ、発出した「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日文部科学省初等中等教育局長通知）の趣旨を明確にするために示すものです。

答申：「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」平成 28 年 12 月 21 日
中央教育審議会

報告：「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」平成 31 年 1 月 21 日
中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会

改善等通知：「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」平成 31 年 3 月 29 日 初等中等教育局長通知

<目次>

【学習評価についての基本的な考え方】

- Q 今回の学習評価の主な改善点を教えてください。
- Q 改善等通知 1.（1）で「『学習指導』と『学習評価』は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る『カリキュラム・マネジメント』の中核的な役割を担っている」とありますが、具体的に学習評価をどのようにカリキュラム・マネジメントに位置付けるのが効果的でしょうか。
- Q 改善等通知 1.（2）において、「『主体的・対話的で深い学び』の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている」とありますが、これはどのような趣旨でしょうか。

【観点別学習状況の評価】

- Q 各教科等の評価の観点は設置者が設定することでよいのでしょうか。
- Q 観点別学習状況の評価の観点が変更となりましたが、どのような点が現行の観点と具体的に違うのでしょうか。
- Q 例えば、学習指導要領において、指導内容が知識と技能で分けて示されているような場合、最終的には両方とも「知識・技能」の観点において記録することとなりますが、知識、技能ごとに分けて記録を残した場合、「知識・技能」の観点到総括することでよいのでしょうか。またその場合、知識と技能に軽重をつけてもよいのでしょうか。
- Q 「十分満足できる」状況（A）はどのように判断したらよいのですか。
- Q 教科等横断的に育成を目指すこととされた資質・能力が児童生徒に身に付いているかどうかについては、どのように評価を行うのでしょうか。
- Q 「学びに向かう力、人間性等」には、観点別学習状況の評価を通じて見取することができる部分と個人内評価等を通じて見取することができる部分があるとされていますが、それは例えばどのような部分でしょうか。

【教科以外の学習評価】

- Q 「総合的な学習（探究）の時間の記録」に記載する「観点」にはどのようなものを想定しているのでしょうか。
- Q 「特別活動の記録」に記載する「観点」にはどのようなものを想定しているのでしょうか。
- Q 指導要録の文書記述欄が多く、かなりの時間を要している現状を解決できませんか。

【障害のある児童生徒に係る学習評価】

- Q 障害のある児童生徒の学習評価について、どのようなことに配慮すべきですか。
- Q 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に係る指導要録の改善のポイントを教えてください。

【学習評価の円滑な実施に向けた取組】

- Q 評定以外の学習評価についても保護者の理解を得るにはどのようにすればよいのでしょうか。

【通知表と指導要録】

- Q 「通知表」と「指導要録（指導に関する記録）」の様式を統一する場合にはどのような点に考慮する必要がありますか。

【その他】

- Q 移行期間における学習評価については、どのようなことに留意すればよいのでしょうか。

【学習評価についての基本的な考え方】

Q 今回の学習評価の主な改善点を教えてください。

(A)

報告では、

- ①児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと、
- ②教師の指導改善につながるものにしていくこと、
- ③これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

を基本に学習評価の在り方について検討がなされ、報告においてはこれに基づく具体的な提言がなされております。

本報告を踏まえた改善等通知においては、学習評価の主な改善点として、

- ①各教科等の目標及び内容を資質・能力の3つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理して示す、
 - ②「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の観点的趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する、
 - ③観点別学習状況の評価と評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にする、
 - ④高等学校における観点別学習状況の評価と評定の両方について、学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を評価する目標に準拠した評価として実施することを明確にする、
- などの改善を図ったところです。

Q 改善等通知 1. (1) で「『学習指導』と『学習評価』は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る『カリキュラム・マネジメント』の中核的な役割を担っている」とありますが、具体的に学習評価をどのようにカリキュラム・マネジメントに位置付けるのが効果的でしょうか。

(A)

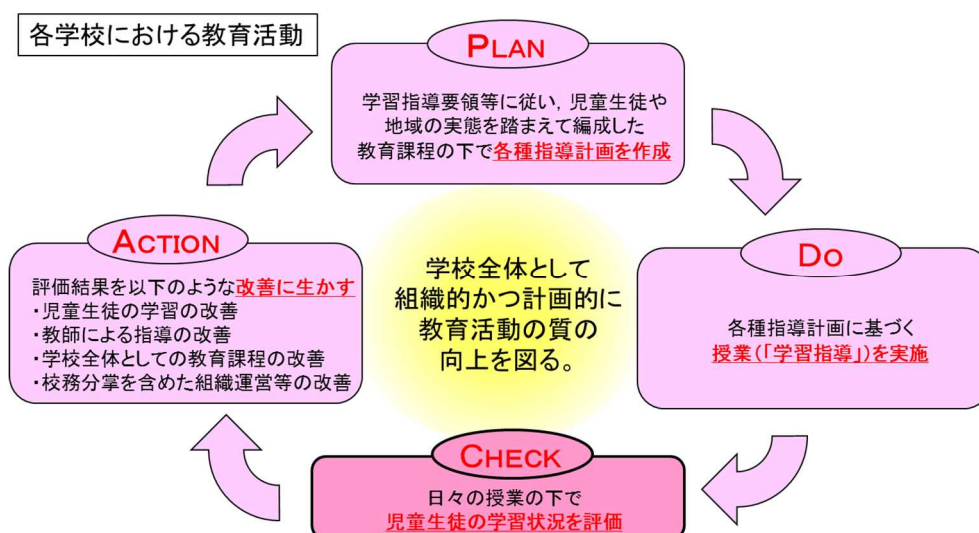
今回改訂された学習指導要領の総則において、カリキュラム・マネジメントには、

- ①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ②教育課程の実施状況进行评估してその改善を図っていくこと
- ③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

の3つの側面があることが明示されています。

このうち、学習評価については、②の「教育課程の実施状況进行评估してその改善を図っていくこと」、すなわちP D C Aサイクルにより教育活動の質の向上を図る際の「C h e c k」の役割を果たすものであり、カリキュラム・マネジメントにおいて重要な位置付けにあるといえます。

学習評価の結果を教育活動の改善に活用する際には、児童生徒の学習の改善や教師による指導の改善のみならず、学校全体としての教育課程の改善、さらには学校経営方針や校務分掌を含めた組織運営の改善に生かすことで、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの実施が可能となることに留意が必要です。



Q 改善等通知 1. (2) において、「『主体的・対話的で深い学び』の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている」とありますが、これはどのような趣旨でしょうか。

(A)

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上でも、学習評価は重要な役割を担っていると言えます。

まず、報告や改善等通知で言われているとおり、指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて、授業中の児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切です。すなわち、学習評価の結果を、児童生徒の学習の改善に生かし、そして、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善にも生かすことで、児童生徒一人一人の学習の成立をより促すことができます。

また、特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で適切に評価できるようにしていくことが重要です。具体的には、例えば、

- ・児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、
- ・自らの考えを記述したり話し合ったりする場面や他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場면을単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたり

することなどが考えられます。

【観点別学習状況の評価】

Q 各教科等の評価の観点は設置者が設定することでよいのでしょうか。

(A)

改善等通知では、学習評価の主な改善点として、「各教科等の目標及び内容を『知識及び技能』，『思考力，判断力，表現力等』，『学びに向かう力，人間性等』の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から，観点別学習状況の評価の観点についても，これらの資質・能力に関わる『知識・技能』，『思考・判断・表現』，『主体的に学習に取り組む態度』の3観点に整理して示し，設置者において，これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。」と示しています。

そのため，設置者においては，報告に示された評価の観点に関する考え方を十分理解し，改善等通知に示した各教科等の観点や観定の趣旨を参考にしながら，設置者において十分な検討を行った上で，観点を設定することが重要です。

Q 観点別学習状況の評価の観点が変更となりましたが，どのような点が現行の観点と具体的に違うのでしょうか。

(A)

＜「知識・技能」について＞

「知識・技能」の評価は，各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに，それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で，他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり，技能を習得したりしているかについても評価するものです。「知識・技能」におけるこのような考え方は，従前の「知識・理解」（各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価）、「技能」（各教科等において習得すべき技能を身に付けているかを評価）においても重視してきたものです。

＜「思考・判断・表現」について＞

「思考・判断・表現」の評価は，各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力，判断力，表現力等を身に付けているかを評価するものです。「思考・判断・表現」におけるこのような考え方は，従前の「思考・判断・表現」の観点においても重視してきたものです。

＜「主体的に学習に取り組む態度」について＞

「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては，単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど，性格や行動面の傾向を評価するというのではなく，

各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る観点の趣旨に照らして、知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要です。

従前の「関心・意欲・態度」の観点も、各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価するという考え方に基づいたものであり、この点を「主体的に学習に取り組む態度」として改めて強調するものです。

Q 例えば、学習指導要領において、指導内容が知識と技能で分けて示されているような場合、最終的には両方とも「知識・技能」の観点において記録することとなりますが、知識、技能ごとに分けて記録を残した場合、「知識・技能」の観点に総括することでよいのでしょうか。またその場合、知識と技能に軽重をつけてもよいのでしょうか。

(A)

学習指導要領の「2 内容」において、育成を目指す知識及び技能について記載されており、これを踏まえて行った指導に関わる学習評価を行う際にも、学習指導要領の記載に基づいて学習評価を行うことが考えられます。

例えば、学習指導要領において指導内容が知識と技能で分けて示されているような場合は、個別に「知識」、「技能」で記録したものを、「知識・技能」の観点に総括していくという方法が考えられます。

また、学習指導要領の記載や実際の指導内容により、指導や評価において知識と技能に軽重を付けることは考えられます。しかし、知識又は技能の一方に偏ることなく、年間を通じて知識及び技能をそれぞれバランスよく育成すべきことに留意する必要があります。

Q 「十分満足できる」状況 (A) はどのように判断したらよいのですか。

(A)

各教科において「十分満足できる」状況 (A) と判断するのは、評価規準に照らして、児童生徒が実現している学習の状況が質的な高まりや深まりをもっていると判断される場合です。「十分満足できる」状況 (A) と判断できる児童生徒の姿は多様に想定されるので、学年会や教科部会等で情報を共有することが重要です。

Q 教科等横断的に育成を目指すこととされた資質・能力が児童生徒に身に付いているかどうかについては、どのように評価を行うのでしょうか。

(A)

改善等通知では、「言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。」と指摘しています。

例えば、中学校において「消費者教育」を教科等横断的に推進する際に、社会科の公民的分野における「消費者の保護」の意義に関する内容と、技術・家庭科の家庭分野における「消費者の権利と責任」に関する内容など、関係する各教科等の内容間の相互の関連を図ることは重要です。

また、内容間の関連が有機的に図られるためには、消費者教育を指導する際のねらいを明確化した上で、教育の内容を選択し、各教科等の内容相互関連を図りながら指導計画を作成すること必要であり、各教科の内容を、それぞれの教科の学習の文脈において、しっかりと学習し身に付けることが重要となります。したがって、例えば「消費者教育」に関する評価規準を、社会科や技術・家庭科における関連する内容に係る評価規準と別に設定し学習評価を行う必要はありません。

なお、例えば、学校全体として消費者教育を進める場合などにおいて、カリキュラム・マネジメントの一環として、児童生徒や教師へのアンケート等を通じて、編成した教育課程の実施状況を評価して消費者教育のねらいの達成状況を確認し、その後の改善につなげていく取組は重要であり、本通知でお示ししたことは、各学校におけるこのような取組を否定するものではありません。

Q 「学びに向かう力、人間性等」には、観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と個人内評価等を通じて見取ることができる部分があるとされていますが、それは例えばどのような部分でしょうか。

(A)

答申では、「学びに向かう力、人間性等」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることができる部分と、②「感性や思いやり」など観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要がありますとされています。

改善等通知では、それぞれの教科等の学習評価において、観点別学習状況評価を通じて見とる対象を、「主体的に学習に取り組む態度」の「観点の趣旨」において示しているところです。

例えば、新学習指導要領における小学校図画工作科の「学びに向かう力、人間性等」に係る教科の目標は、「つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う」ですが、「主体的に学習に取り組む態度」の観点の趣旨は、「つくりだす喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている」と示しており、教科の目標に示された「感性や情操」については観点別学習状況評価の対象としておらず、その取扱いは現行と同様です。

また、実際の観点別学習状況の評価は、主として「主体的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている」ことについて評価規準を設定し ABC による評価を行うことととしています。

【教科以外の学習評価】

Q 「総合的な学習（探究）の時間の記録」に記載する「観点」にはどのようなものを想定しているのでしょうか。

(A)

小・中・高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小・中・高等部における「総合的な学習（探究）の時間」の評価の観点については、学習指導要領等に示す総合的な学習（探究）の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて改善等通知の「別紙 4」を参考に定めることとしています。

Q 「特別活動の記録」に記載する「観点」にはどのようなものを想定しているのでしょうか。

(A)

小・中・高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小・中・高等部における「特別活動の記録」の評価の観点については、学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において改善等通知の「別紙 4」及び「別紙 5」を参考に定めることとしています。

各学校においては、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられます。

なお、高等学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における「特別活動の記録」については、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点

に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することとしました。

Q 指導要録の文書記述欄が多く、かなりの時間を要している現状を解決できませんか。

(A)

本来、学習評価は日常の指導の場面で、児童生徒本人へフィードバックを行う機会を充実させるとともに、通知表や面談などの機会を通して、保護者との間でも評価に関する情報共有を充実させることが重要です。このため、指導要録における文書記述欄については、例えば、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、必要最小限のものとなるようにしました。また、小学校第3学年及び第4学年における外国語活動については、記述欄を簡素化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述することとしました。

【障害のある児童生徒に係る学習評価】

Q 障害のある児童生徒の学習評価について、どのようなことに配慮すべきですか。

(A)

学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒の学習評価についても変わるものではありません。このため、障害のある児童生徒については、特別支援学校等の助言または援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要です。

また、個別の指導計画を作成している児童生徒について、指導要録の指導に関する記録に記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しをもって指導要録への記入に替えることも可能としました。

Q 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に係る指導要録の改善のポイントを教えてください。

(A)

今回の特別支援学校学習指導要領の改訂においては、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科（以下「知的の各教科」）の目標及び内容についても、小・中・高等学校と同様に、育成を目指す資質・能力の三つの柱で整理しました。

このことを踏まえ、学習評価についても、今回の通知において、これまで示してこなかった「評価の観点及びその趣旨」を知的障害の各教科について

も新たに示すとともに、学習の記録については、各教科の目標、内容に照らし、評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を、観点別学習状況を考慮し、端的な文章記述とすることとしました。

【学習評価の円滑な実施に向けた取組】

Q 評定以外の学習評価についても保護者の理解を得るにはどのようにすればよいのでしょうか。

(A)

保護者会等において、学習評価に関する説明を行うことが効果的です。各教科等における成果や課題を明らかにする「観点別学習状況の評価」と、教育課程全体を見渡した学習状況を把握することが可能な「評定」について、それぞれの利点や、上級学校への入学者選抜に係る調査書のねらいや活用状況を明らかにすることは、保護者との共通理解の下で児童生徒への指導を行っていくことにつながります。

【通知表と指導要録】

Q 「通知表」と「指導要録（指導に関する記録）」の様式を統一する場合にはどのような点に考慮する必要がありますか。

(A)

改善等通知では、「域内の学校が定めるいわゆる通知法の記載事項が、当該学校の設置者が様式を定める指導要録の『指導に関する記録』に記載する事項をすべて満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共通のものとするのが現行の制度上も可能であること」を明示しています。

指導要録と通知表については、例えば、以下のとおり、法令上の位置付けや目的が異なりますので、様式を統一する際には、こうした点も踏まえつつ、例えば設置者である教育委員会と域内の校長会とで協議を進めるなどしながら、適切に判断をいただきたいと考えます。

(法令上の位置付けの有無)

- ・ 指導要録は学校教育法施行規則に位置付けられた法令に基づく公簿ですが、通知表は法令上の作成義務はなく実態として各学校で作成するものといった法令上の位置付けの有無

(目的の違い)

- ・ 指導要録の「指導に関する記録」は、児童生徒の指導の過程及び結果の要約を記録して指導のための資料や外部証明の原簿として使用されることを目的としていますが、通知表は一般に児童生徒の学校における学習や生

活の状況を定期的に保護者に連絡することにより，学校と家庭が協力して児童生徒の教育にあたらうとする目的で作成

【その他】

Q 移行期間における学習評価については，どのようなことに留意すればよいでしょうか。

(A)

「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」（平成 29 年 7 月 7 日 文部科学省事務次官通知）において，移行期間中における学習評価の在り方については，移行期間に追加して指導する部分を含め，現行学習指導要領の下の評価規準等に基づき，学習評価を行うこととしております。

なお，小学校では，移行期間における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては，次のとおりとしております。

- (1) 移行期間における第 3 学年及び第 4 学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては，総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に，児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど，外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。
- (2) 移行期間における第 5 学年及び第 6 学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては，引き続き，現在の取扱いと同様とし，外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。なお，外国語活動については，引き続き，数値による評価は行わないこととし，評定も行わないものとする。